

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(當日が休日は、翌日)  
(當たる翌日)

ように改正する。

第三十二条の三中「寡婦控除額」を「寡婦(寡夫)控除額」に改める。

第六十一条の四 第六十二条の三の次に次の二条を加える。

(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例に関する申告)

第六十一条の四 法第七十三条の十四第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

一 当該住宅を取得した者の氏名又は名称及び住所又は所在地

二 当該住宅(当該住宅が住宅と一構となるべき住宅である場合には、一構をなすこれらの住宅とし、当該住宅が増築又は改築により取得された住宅である場合には、当該増築又は改築がされた後の住宅とする。)の所在地、家屋番号、構造及び床面積

三 当該住宅を取得した年月日及びその取得の原因

四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

法第七十三条の十四第三項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 当該住宅につき租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十二条の二第二項の証明書の交付を受けている場合 次に掲げる書類

イ 当該証明書の写し

ロ その他知事が必要と認める書類

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

イ 申告者が施行令第三十七条の十九第一項に規定する者でないこと

鳥取県条例第十三号

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年四月一日

## 条例

◇ 条例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

### 目次

## を明らかにする書類

口 当該住宅が施行令第三十七条の十九第二項（第二号を除く。）の規定に該当することを明らかにする書類

## ハ その他知事が必要と認める書類

3 第六十四条第一項の申告書を提出する者で、法第七十三条の十四第一項又は第三項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨を附記した第六十四条第一項の申告書を提出することにより、第一項の申告書の提出に代えることができる。

この場合において、法第七十三条の十四第三項の規定の適用を受けようとする者は、第六十四条第一項の申告書に前項の書類を添付しなければならない。

第六十四条第一項中「二十日」を「六十日」に改め、同項第七号を削る。

第六十七条を次のように改める。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額に関する申告)

第六十七条 法第七十三条の二十四第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

一 当該土地を取得した者の氏名又は名称及び住所又は所在地  
二 当該土地の地番、地目及び地積

三 当該土地を取得した年月日及びその取得の原因

四、当該土地に係る住宅の取得年月日又は取得予定年月日及びその床面積

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

## 法第七十三条の二十四第二項の規定の適用を受けようとする者が提出する前項の申告書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

に定める書類（第六十一条の四第二項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならない。

一 当該土地の上にある住宅につき租税特別措置法施行令第四十二条の二第二項の証明書の交付を受けている場合 次に掲げる書類

## イ 当該証明書の写し

ロ 申告者が施行令第三十九条の三の三に規定する者でないことを明

## ラかにする書類

## ハ その他知事が必要と認める書類

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

## イ 申告者が施行令第三十九条の三の三に規定する者でないことを明

## らかにする書類

ロ 当該土地の上にある住宅が施行令第三十七条の十九第二項（第二号を除く。）の規定に該当することを明らかにする書類

## ハ その他知事が必要と認める書類

3 第六十四条第一項の申告書を提出する者で法第七十三条の二十四第一項又は第二項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨及び第一項第四号に掲げる事項を附記した第六十四条第一項の申告書を提出することにより、第一項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第七十三条の二

十四第二項の規定の適用を受けようとする者は、第六十四条第一項の申告書に前項の書類（第六十一条の四第二項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならぬ

い。

附則第十四項中「数を乗じて得た金額」の下に「(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に九万円を加算した金額)」を加え、「昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分」に改める。

附則第十五項中「昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分」に改め、「数を乗じて得た金額」の下に「(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に九万円を加算した金額)」を加える。

附則第十九項から附則第二十一項までを削り、附則第二十二項を附則第十九項とし、附則第二十三項を附則第二十項とし、附則第二十四項中「昭和四十三年度から昭和五十八年度まで」を「昭和五十七年度から昭和六十一年度まで」に、「租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得を有する」を「租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により當該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛である」に改め、「含む」の下に「次項において同じ」を加え、「当該事業所得の明細」を「その肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細」に改め、同項を附則第二十一項とし、同項の次に次の三項を加える。

22 前項に規定する各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により當該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものが含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)において、第三十三条の四の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定

する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第三十二条の二から第三十三条の三まで及び附則第二十項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

#### 一 租税特別措置法第二十五条第二項第一号に規定する売却価額の合計額に百分の〇・五を乗じて計算した金額

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前の年の総所得金額につき、第三十二条の二から第三十三条の三まで及び附則第二十項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

23 所得割の納稅義務者が附則第二十五項の規定の適用を受ける場合におけるその者の当該年度分の県民税の所得割については、附則第二十一項中「がすべて」とあるのは「のうちに」と、「である場合」とあるのは「がある場合」と、「同法第二十五条第一項」とあるのは「同法第二十五条第三項の規定により読み替えられた同条第一項」として、同項の規定を適用する。この場合においては、前項の規定は、適用しない。

24 附則第二十二項の規定の適用がある場合における附則第十五項の規定の適用については、同項中「同項第二号に掲げる額と同項第三号」とあるのは「当該納稅義務者の法第三十五条から第三十七条の二まで、附則第五条第一項及び第三項並びに附則第六条第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額と法附則第三条の三第二項第三号」に、「同項第二号に掲げる額を同号に掲げる額と同項第三号」とあるのは「当該納稅義務者の法第三十五条から第三十七条の二まで、附則第五条第一項及び第三項並びに附則第六条第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額と法附則第三条の三第二項第三号」に、「同項第二号に掲げる額を同号に掲げる額と同項第三号」とあるのは「当該納稅

昭和57年4月1日 木曜日

の額をその額と法附則第三条の三第二項第三号」とする。  
 附則第二十五項中「附則第二十三項」を「附則第二十項」に改め、同項第一号中「百分の二十三・九」を「百分の二十五・六」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の三十四・一」を「百分の三十六・七」に、「百分の五・二」を「百分の五」に改める。

附則第二十六項第二号中「みなし法人所得の百分の七十二」を「みなし法人所得額の百分の七十」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の六十」を「百分の五十七」に改める。

附則第二十七項第二号中「百分の二十八」を「百分の三十」に、「七百万円」を「八百万円」に、「百分の四十」を「百分の四十二」に、「百分の五・二」を「百分の五」に改める。

附則第四十七項中「昭和五十七年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改める。

## 附則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (県民税に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、昭和五十六年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第十三号）による

改正前の租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得を有する場合において、新条例第三十三条の四に規定する申告書（その提出期限後において県民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された新条例第三十三条の五第一項の確定申告書を含む。）に改正前の鳥取県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十四項の規定の適用を受ける旨の記載があるときは、その者の県民税の所得割については、新条例附則第二十一項及び附則第二十二項の規定にかかわらず、旧条例附則第二十四項の規定の例による。